



人権なんでも相談所  
相談無料・秘密厳守

閩法務局 南魚沼支局

☎772・2164

内 家庭内や親族・近隣間の悩みごとなど、暮らしの中で起こるさまざまな問題の相談。いじめやあらゆる差別問題の相談。

5月18日(水)

会 働く婦人の家1階 託児室

相 人権擁護委員 中島澄江

(下二)、高野輝幸(今町)

6月1日(水) (3会場で開催)

会 市民会館2階 婦人会館

和室

相 人権擁護委員 水澤稔

(籠)、羽吹正(押出)

会 小出ボランティアセンター

(魚沼市小出島1240-2)

相 人権擁護委員

会 湯沢町公民館(湯沢町大字

湯沢2822)

相 人権擁護委員

共 通事項

時 午後1時～4時(受付…午

後3時まで)

申 不要。直接会場まで。

マイナンバーカードの  
申請、交付などの  
時間外・日曜窓口

閩市民課 市民班

☎773・6661

時間外窓口(次の水曜日)

6月8日、22日

午後5時15分～7時30分

日曜窓口

6月12日、26日

午前8時30分～正午

受付窓口 市民課

申 受付専用電話(☎788・

1780)でお申し込みく

ださい。

持 通知カード(ある人)

・顔写真付きの本人確認書類

1点(運転免許証、旅券、

身体障害者手帳など)

・その他の本人が確認できる

書類1点(健康保険証、年

金手帳、氏名と生年月日記

載の診察券など。顔写真付

きの本人確認書類をお持ち

でない場合は2点)

・住民基本台帳カード(あ

る人)

・個人番号カード交付通知書

(交付時のみ)

他

・顔写真は窓口で無料撮影し

ます。

・交付は、原則3日前までに

予約が必要です。

※住民票、戸籍などの事務は

行いません

### 水道の検針を再開します

閩南魚沼市上下水道料金

センター

☎788・0220

積雪のため休止していた検針を再開し、冬期間の概算払いの料金を精算します。精算内容は、6月中旬に「冬期精算通知書」でお知らせします。

冬期概算制度

積雪のある冬期(12月～4

月)の料金を、前年の実績な

どに基づいて概算で支払い、

5月の検針結果で精算する制

度です。

使用水量が多い場合は

「上下水道使用量のお知らせ」

に記載した水量は、12月

～5月の使用量から12月～4

月の冬期間の認定水量を差し

引いた使用量です。利用人数

の増加などの理由がなく使

用水量が不自然に多い場合

は、漏水の可能性がありま

す。水道メーターをご確認く

ださい。

漏水時の減免(減額)制度

水道メーターから蛇口まで

は、使用者の管理です。メー

ターが回った分は、理由を問

わず支払っていただくことが

原則です。ただし、十分な管

理を行っていたにも関わら

ず、やむを得ず漏水した場合

(地中・壁中の水道管からの

漏水など)のみ修繕後に減免

の対象となります。(未修繕

のものは対象外)

必要書類

減免申請書、市指定給水装

置工事事業者の修理証明、修

理前後の写真、修理か所の

図面

減免とならない事例

・不注意による流しっぱな

し、トイレのボールタッ

プ・蛇口からの漏水など管

理の不備が認められる漏

水、一般的に想定できる原

因による漏水、容易に目視、

管理できるか所から漏水し

た場合)

・市指定給水装置工事事業者

以外が修繕した場合

漏水の確認方法

①すべての蛇口を閉めて、水

道を使用していない状態に

する。

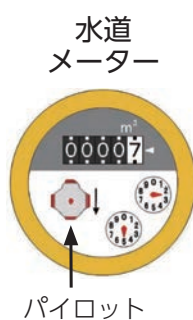
②メーターボックスを開け、

水道メーターのパイロット

を確認する。

③パイロットが少しでも回っ

ていれば漏水です。



漏水の場合は、市指定給水装置工事業者に連絡して、修理を依頼してください。修理費は自己負担です。

メーターボックスの

適切な管理を

車両などによる破損や沈下

を防護する、上に物を置かな

い、近くに犬をつながないな

ど、検針ができる状態を保つ

てください。

※メーターボックスが破損し

た場合の修理は、使用者の

負担となります